

越 監 公 表 第 4 号

地方自治法第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人から令和7年度包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表する。

令和8年2月27日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 山 田 大 助

越谷市監査委員 野 口 高 明

令和7年度越谷市包括外部監査報告書（概要版）

越谷市包括外部監査人 小林正和

1. 選定した特定の事件（監査テーマ）

市税、保険料等の賦課・徴収に関する事務の執行について

2. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

市税は、越谷市の令和5年度の一般会計決算において、収入済額1,361億円の38%（517億円）を占めている。また、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計は、特別会計決算において、特別会計全体の収入済額635億円の96%（607億円）を占めている。

第5次越谷市総合振興計画（基本構想・前期基本計画(概要版)）によれば、越谷市の総人口は、令和4年の34万6千人をピークとしてその後は減少に転じ、長期的には令和42年に約26万人となることが予測されている。

このような人口減少下、さらに米国の関税の動向、材料費の高騰、国際情勢の不安定化、円安の進行等、複合的な要因による物価の上昇・景気の不透明感が懸念される中では、増加する社会保障費や危機管理費用等を賄う主要な財源である市税、保険料等の賦課・徴収に関する事務の執行の重要性が増しているといえる。

そこで、市税、保険料等に関する賦課・徴収の事務が、関係諸法令に準拠し適正かつ公平に執行されているか、また、行政管理の視点である経済性、効率性、有効性の点からも適切に執行されているか監査を実施することは、重要かつ必要であると考え、令和7年度の越谷市包括外部監査の特定の事件（テーマ）とした。

3. 報告書の構成

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）
3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由
4. 対象とする事業等
5. 監査の着眼点
6. 主な監査手続
7. 監査の対象部署
8. 監査の対象期間
9. 監査実施期間
10. 包括外部監査人及び補助者

- 1 1. 利害関係
- 第2 市税の概要
 - 1. 組織体制
 - 2. 税務職員数
- 第3 越谷市の課税別調定額
 - 1. 令和6年度一般会計歳入決算額
 - 2. 市税について
- 第4 監査の結果
 - 1. 定義
 - 2. 指摘と意見の一覧表
 - 3. 個人市民税
 - 4. 法人市民税
 - 5. 固定資産税（土地及び家屋）
 - 6. 固定資産税（償却資産）
 - 7. 都市計画税（特別土地保有税を含む）
 - 8. 軽自動車税
 - 9. 市たばこ税
 - 10. 事業所税
 - 1 1. 国民健康保険税
 - 1 2. 後期高齢者医療保険料
 - 1 3. 国民年金保険料
 - 1 4. 介護保険料
 - 1 5. 徴収
 - 1 6. 市税に関するシステム

4. 監査の結果

「指摘」と「意見」は以下のとおりである。

(1) 定義

「指摘」とは、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について、規則や規定等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したものであり、地方公共団体が改善・是正に取り組むべきものである。「意見」とは、組織及び運営の合理化の観点から改善の検討を求めるものである。

(2) 指摘と意見の一覧表

指摘と意見の一覧表は、以下のとおりである。

No.	所管課等	分野	項目	指摘/意見	要約	ページ
1	市民税課	個人市民税	外国籍の住民に対する徴収漏れについて	意見 1	外国籍の住民で1月1日に越谷市に居住し、市民税の納付義務があるのに出国しその後徴収が困難となっている事例がある。今後ますます増えると考えられるので、まだ適用が少ない納税代理人制度についてなど実質的な啓発先を再考しPRして、徴収漏れに備えるべきである。	33～34
2	市民税課	法人市民税	法人市民税の減免について (収益事業の有無)	指摘 1	提出された決算書等で収益事業の有無が明らかではない場合や、勘定科目名などから収益事業を行っている可能性がある場合は、納税者へ内容を確認するとともに、税務署等へも照会を行う等して、減免の要件を満たしているかどうかを判断すべきである。	49
3	市民税課	法人市民税	法人市民税の減免について (棄却事案)	指摘 2	NPO法人による法人市民税の減免申請において、減免申請書は期限内に提出されたものの、添付書類が期限内に提出されなかった事案において、減免棄却の承認がされたのは添付書類の提出期限を8か月経過してからであった。業務効率化と適正な期限管理の観点から、提出期限後は速やかに棄却を判断する運用の徹底が求められる。	49～50
4	収納課	法人市民税	法人市民税の収納率について	意見 2	法人市民税の収納率は、埼玉県法人二税と比較すると、やや低い状況である。 例えば電算処理や外部委託の活用によって、業務をより効率よく遂行し、徴収業務に人的資源を重点的に投入する工夫を行い、収納率の向上につながるよう、今後継続して検討することが望まれる。	50～52
5	市民税課	法人市民税	税務調査、法人の閉鎖について	意見 3	税務調査の対象法人の中に散見される「閉鎖」の区分の法人についても、徴収の可能性を探るために調査を継続しているが、徴収の効率性と実効性を高めるため、調査手法や閉鎖法人の取扱いに改善の余地が認められる。	53
6	市民税課	法人市民税	申告・納税の網羅性の確認について	意見 4	法人市民税は申告納税方式のため、無申告による網羅性の欠如が課題であるが、特に分割法人の新設拠点の把握には限界があり、賦課漏れのリスクが存在する。この軽減には、固定資産税情報の活用や定期的な登記確認、計画的な税務調査など、多角的な情報連携と調査の工夫が望まれる。	53～54
7	市民税課	法人市民税	申告書処理業務について	意見 5	窓口や郵送による紙の申告は、税率誤りや記載漏れのリスクが高くなる傾向にあるが、eLTAXはシステム制御により誤りを抑制できる。サンプリング調査でも紙の申告の場合の不備が確認された。令和6年度のeLTAXでの提出割合は8割を超えるが、事務効率化と精度向上のため、更なる普及促進が望まれる。	54～55
8	市民税課	法人市民税	USBメモリの管理について	意見 6	WebRingsシステムとeLTAXシステムとが連動しておらず、担当者はデータをUSBメモリを使用して端末へ取り込む必要があるため、媒体管理簿にて管理して使用しているが、作業内容に対し貸出時間が長い事例が見受けられるため、紛失等による情報漏えいリスクを鑑み、貸出時間は必要最小限に留めるべきである。	56

No.	所管課等	分野	項目	指摘/意見	要約	ページ
9	資産税課	固定資産税（土地及び家屋）	登記されるまで増築部分の捕捉がされていなかった家屋について	指摘 3	航空写真導入前の未登記増築など、把握困難な課税客体の存在が課題であるところ、現在は路面パノラマ画像等を活用した「不明家屋調査」を進めているが、件数が膨大であるため、業務管理の精緻化等により体制を整え、調査を継続すべきである。	78～79
10	資産税課	固定資産税（土地及び家屋）	実地調査依頼に1年以上未回答な所有者に対する課税について	意見 7	未登記家屋の調査遅延により、1年半にわたり課税不能な事案が確認されたことは、公平性の観点から課題である。業務管理の精緻化に加え、郵送から訪問調査へ移行する期間のルール化など、対応の遅延を防ぐ体制整備が望まれる。	79～80
11	資産税課	固定資産税（土地及び家屋）	非課税要件の確認について	意見 8	社会福祉法人の非課税適用は自己申告に依存しており、収益事業開始等の実態変化を把握しにくい。適正な課税のため、定期調査のルール化が望まれる。また、福祉総務課から計算書類の提供を受けるなど、部局間連携による調査対象選定の工夫も有効である。	80～81
12	資産税課	固定資産税（土地及び家屋）	所有者が海外居住の外国人である資産について	意見 9	所有者が海外居住の外国人で納税管理人未設定の場合等、納税通知が郵送されず滞納や所在不明となるケースがある。市は周知や公示送達で対応中だが、従来策には限界がある。今後は、国籍登録の義務化や不動産ベース・レジストリ等の国の新制度を積極的に活用し、納税者特定の精度向上と徴収の効率化を図ることが望まれる。	81～82
13	資産税課	固定資産税（土地及び家屋）	空き家問題について	意見 10	空き家問題の深刻化に対し、住宅用地特例の適正適用と空き家特定が急務である。資産税課が持つ登記や住民記録、航空写真等の情報を建築住宅課と定期的に照合・共有し、特定作業の精緻化が望まれる。併せて、空き家バンクの周知による解消促進も図ることが望まれる。	82～84
14	資産税課	固定資産税（土地及び家屋）	実態の把握が難しい資産（マンションギャラリー、スケルトンリフォーム、太陽光発電設備）について	意見 11	マンションギャラリーやスケルトンリフォーム、太陽光発電設備等は外観や登記での把握が難しく、課税漏れのリスクがある。現在は実地調査や図面での対応中だが限界もあるため、今後は外部機関との情報連携ルートの体系化や、最新IT技術の活用による判定精緻化が望まれる。	84～86
15	資産税課	固定資産税（償却資産）	増加減少資産の市役所担当者による訂正の証跡・承認について	意見 12	償却資産の申告内容を訂正・削除する行為は税額に直結する重要行為だが、現在は担当者名や個別の承認記録が不足している。賦課課税制度の適正性を担保するため、処理担当者名の記載やチェック者名の記載を残すようにすべきである。	95～96
16	資産税課	固定資産税（償却資産）	償却資産の初回申告時の添付書類の依頼について	意見 13	市では現状、償却資産申告書等の初回申告時、資産内訳が判明する申告書別表や固定資産台帳の添付を要求していない。課税の正確性を高め、申告内容の精緻な検証を可能にするため、添付書類の義務化を検討すべきである。	96
17	資産税課	固定資産税（償却資産）	新リース会計導入にあたっての準備について	意見 14	令和9年から強制適用される新リース会計基準により、全てのリース取引で資産計上と減価償却が必要となる。これは所有権移転外リースの貸主課税という現行の償却資産課税と乖離し、混乱が予想される。今から会計知識を習得し、誤申告への対処法を準備すべきである。	96

No.	所管課等	分野	項目	指摘/意見	要約	ページ
18	資産税課	固定資産税（償却資産）	新リース会計導入にあたってより有効で正確な課税のための方策について	意見 1 5	新リース会計基準導入に伴う誤申告を防ぐには、ホームページやパンフレットでの周知に加え、実務を担う会計事務所や税理士への直接的な働きかけが重要である。税理士会の月例会等に出席し、正しい申告方法の解説や啓発活動を行うことが、適正な課税に向けた有効な方策となる。	97
19	市民税課	軽自動車税	二輪車の県外譲渡について	意見 1 6	二輪車の県外譲渡は情報共有が不十分で、本来課税とならない車両に課税が続く課題がある。現在は納税者の申告に基づき個別調査しているが、今後は二輪車情報のデータベース化が予定されている。市はこの新システムを積極活用し、より適切な課税に努めることが望ましい。	118
20	市民税課	軽自動車税	短期間での廃車・再登録について	意見 1 7	基準日前後の短期間での廃車・再登録による課税逃れに対し、市はヒアリングで対応中だが、虚偽説明等のリスクがある。極端に短い期間での反復など、疑わしい事案には追加調査を実施できる体制を整備し、課税逃れの防止と公平性の確保に努めることが望まれる。	118～119
21	市民税課	軽自動車税	電動キックボードについて	意見 1 8	電動キックボード（特定小型原動機付自転車）は、登録漏れによる課税漏れが懸念される。実地調査による把握は困難なため、既存の周知策に加え、原動機付自転車の納税者への通知に案内を同封するなど、ターゲットを絞った効果的な広報体制の構築が望まれる。	119
22	市民税課	軽自動車税	小型特殊自動車について	意見 1 9	小型特殊自動車は公道走行の有無に関わらず課税対象だが、所有者の認識不足や中古売買等による未登録が課題である。実地調査による把握は困難なため、ホームページ等の広報拡充に加え、販売店と連携して購入者へ登録義務を周知するなど、捕捉率向上への対策が望まれる。	119～120
23	市民税課	市たばこ税	加熱式たばこの紙巻たばこへの換算方法の改正について	意見 2 0	加熱式たばこの換算方法が、令和8年より重量基準の最低課税導入を含む新方式へ改正される。計算式が複雑化し、改正直後は卸売業者の計算誤りリスクが高まるため、市は周知を強化し、正確な申告を支援する資料作成や相談体制の充実を図ることが望まれる。	127～128
24	市民税課	事業所税	「事業所税のてびき」について	意見 2 1	現在紙の冊子ベースで保有している「事業所税のてびき」をコストの点からもホームページ上での開示に切り替え、概要説明に手引き、詳細なQ & Aを加えるべきである。	134
25	国保年金課	国民健康保険税	WebRings国民健康保険システムの電算処理業務の再委託契約について（その1）	意見 2 2	A社へのWebRings国民健康保険システムの電算処理業務の業務委託において、同社と再委託先との契約内容に、文言上、当事者間で「再委託」可能な条項があり、市の「再々委託禁止」の条件と矛盾している。市は契約内容の適切性を再検討し、再々委託の有無を定期監視する仕組みを整備すべきであるとともに、必要に応じ覚書を交わす等の措置を検討されたい。	149～151
26	国保年金課	国民健康保険税	WebRings国民健康保険システムの電算処理業務の再委託契約について（その2）	意見 2 3	A社へのWebRings国民健康保険システムの電算処理業務の業務委託において、同社と再委託先との契約内容に、文言上、「個別契約」により市の「再々委託禁止」の条件を逸脱できる条項が存在する。市は契約の適切性を再検討し、再々委託の有無を定期監視する仕組みを整備すべきであるとともに、必要に応じ覚書を交わす等の措置を検討されたい。	151～152

No.	所管課等	分野	項目	指摘/意見	要約	ページ
27	国保年金課	国民健康保険税	国民健康保険税の賦課の網羅性について	意見 2 4	国民健康保険税の収納率は近隣市と比較して低く、特に現年課税分と総額が最低水準にある。全世帯へのガイドブック配布や多言語対応を行っているが、今後はホームページ掲載や配置場所の工夫、低水準な外国人納付率を改善するための分かりやすい周知体制の強化が望まれる。	152
28	国保年金課	国民健康保険税	年度当初の賦課額を検証した証跡について	意見 2 5	国民健康保険税の当初賦課時、担当者は計算パターン別のサンプルによるシステム検証を行っているが、その証跡が保管されていなかった。検証結果はプログラムの正当性や賦課調定の重要な根拠となるため、保存期間を検討し、一定期間保存することが望まれる。	152～153
29	国保年金課	後期高齢者医療保険料	WebRings後期高齢者医療システムの電算処理業務の再委託契約について（その1）	意見 2 6	A社へのWebRings後期高齢者医療システムの電算処理業務の業務委託において、同社と再委託先との契約内容に、文言上、当事者間で「再委託」可能な条項があり、市の「再々委託禁止」の条件と矛盾している。市は契約内容の適切性を再検討し、再々委託の有無を定期監視する仕組みを整備すべきであるとともに、必要に応じ覚書を交わす等の措置を検討されたい。	164～166
30	国保年金課	後期高齢者医療保険料	WebRings後期高齢者医療システムの電算処理業務の再委託契約について（その2）	意見 2 7	A社へのWebRings後期高齢者医療システムの電算処理業務の業務委託において、同社と再委託先との契約内容に、文言上、「個別契約」により市の「再々委託禁止」の条件を逸脱できる条項が存在する。市は契約の適切性を再検討し、再々委託の有無を定期監視する仕組みを整備すべきであるとともに、必要に応じ覚書を交わす等の措置を検討されたい。	166～167
31	国保年金課	後期高齢者医療保険料	滞納への対応について	意見 2 8	市では税目により徴収・滞納管理の担当課が分かれており、後期高齢者医療保険料と市税等間で情報共有が不十分のため、調査や差押等の業務が重複するリスクがある。組織全体で適時に情報を共有し、職務分掌を再検討するなど、業務効率化を図ることが望まれる。	167
32	国保年金課	後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療保険料の収納率の向上について	意見 2 9	後期高齢者医療保険料の収納率は、近隣市と比較してやや低い水準にあり、前年度からも微減している。収納率向上のため、収納課との情報共有不足による業務重複を解消し、組織全体の職務分掌を再検討することで、より重点的な収納体制を構築することが望まれる。	167～168
33	国保年金課	国民年金保険料	国民年金保険料の納付率の向上について	意見 3 0	国民年金保険料納付率は近年上昇傾向にあり、近隣市と比較しても高い水準にある。これは納め忘れのない口座振替やカード納付の普及が寄与していると考えられる。今後も納付率の更なる向上に向け、窓口での丁寧な案内を継続し利用を促すことが望ましい。	174
34	国保年金課	国民年金保険料	日本年金機構から送付されたCD-Rの処理について	意見 3 1	日本年金機構から送付される個人情報入りのCD-Rは、システムへのデータ移行後も月1回の廃棄まで保管されている。紛失時のリスクが甚大なため、保持期間は最小限にすべきである。委託先による取込完了を確認次第、速やかに廃棄する運用の検討が望まれる。	174～175

No.	所管課等	分野	項目	指摘/意見	要約	ページ
35	介護保険課	介護保険料	WebRings介護保険システムの電算処理業務の再委託契約について(その1)	意見32	A社へのWebRings介護保険システムの電算処理業務の業務委託において、同社と再委託先との契約内容に、文言上、当事者間で「再委託」可能な条項があり、市の「再々委託禁止」の条件と矛盾している。市は契約内容の適切性を再検討し、再々委託の有無を定期監視する仕組みを整備すべきであるとともに、必要に応じ覚書を交わす等の措置を検討されたい。	190~192
36	介護保険課	介護保険料	WebRings介護保険システムの電算処理業務の再委託契約について(その2)	意見33	A社へのWebRings介護保険システムの電算処理業務の業務委託において、同社と再委託先との契約内容に、文言上、「個別契約」により市の「再々委託禁止」の条件を逸脱できる条項が存在する。市は契約の適切性を再検討し、再々委託の有無を定期監視する仕組みを整備すべきであるとともに、必要に応じ覚書を交わす等の措置を検討されたい。	192~193
37	介護保険課	介護保険料	賦課額を検証した証跡について	意見34	介護保険料の当初賦課時、担当者が委託先で計算パターンの検証を行っているが、その証跡が市に保管されていない。検証結果はプログラムの正当性や賦課調定の重要な根拠となるため、証跡の適切な保存期間を検討し、一定期間保存することが望まれる。	193
38	介護保険課	介護保険料	滞納への対応について	意見35	市では税目により徴収・滞納管理担当が分かれており、介護保険課と収納課の間で滞納情報の共有が不十分なため、調査や差押等の業務が重複するリスクがある。組織全体で適時に情報を共有し、職務分掌を再検討するなど、業務の効率化・省力化について工夫することが望まれる。	193~194
39	介護保険課	介護保険料	USBメモリの管理について	意見36	介護保険課ではUSBメモリによるデータ移行を管理簿に基づき運用しているが、作業時間に対し貸出時間が長い事例が散見される。紛失時の情報漏えいリスクを鑑み、貸出時間を必要最小限に制限する課内ルールの策定と、運用の周知徹底を図ることが望まれる。	195
40	収納課	徴収	業務実務マニュアルの定期的な見直しについて	意見37	収納課は多岐にわたる徴収業務のマニュアルを整備し、法令改正の都度更新している。一方、若手職員が半数を超える中で事務の正確性と継承を担保するには、属人化防止が不可欠である。法令改正時だけでなく、年1回など定期的な見直しの検討が望まれる。	210~211
41	収納課	徴収	分割納付について	意見38	分割納付の対象として主に滞納繰越分が含まれる場合に、納税誓約書や「分割納付についての注意点」を同封しているが、現年課税分のみでの分割納付の申請者であっても、滞納につながるリスクがあるため、「分割納付についての注意点」の記載項目を絞るなど工夫した注意喚起書面を同封する検討が望まれる。	211~212
42	市民税課	個人市民税	基幹系システム(税)の標準化への準備について	意見39	今後予定されているシステム刷新に備え、市としての事務手順の文書化、内部統制の整備を再考すべきである。	215